

・返戻金制度について

◇返戻金制度について

当社の紹介により就職した者が入社後 3 ヶ月以内に本人都合による退職又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に変換する制度です。

- (1) 入社日以後 1 カ月以内の場合はサービス利用料の 70 %を返還するものとする
- (2) 入社日以後 1 カ月より 2 カ月以内の場合はサービス利用料の 50 %を返還するものとする
- (3) 入社日以後 2 カ月より 3 カ月以内の場合はサービス利用料の 30 %を返還するものとする

ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、この返戻金制度は適用しません。また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。



有料職業紹介事業許可番号/35-ユ-300009

株式会社 みなと

山口県下関市大和町 1 丁目 12 番 6 号